

〈研究ノート〉

## 生活保護制度に関する市民意識調査

山田 壮志郎

キーワード：生活保護改革，バッシング報道，市民感情，インターネット調査

### はじめに

近年、生活保護制度改革がめまぐるしく進展している。2013年8月には、生活保護費を3年かけて約670億円削減する生活保護基準の引き下げが開始された。過去に生活保護基準が引き下げられたのは2003年の0.9%減、2004年の0.2%減の2回だけであるのに対して、今回の引き下げは平均6.5%、世帯構成によっては最大10%という異例な規模の引き下げとなった。生活保護基準の引き下げは、被保護者が生活水準を切り詰めなければならなくなるだけでなく、就学援助をはじめとする他の低所得者対策の利用基準にも影響を与えることが懸念されている。

また、2013年12月には改正生活保護法が成立した。同改正法は、生活保護の開始申請時における書面提出の明文化、扶養義務者に対する扶養要請の強化、不正受給に対する罰則の強化、後発医薬品の使用促進などを内容としており、総じて、被保護者・要保護者にとっては厳しい改正となった。

こうした内容の生活保護制度改革が進められた背景には、被保護者の増加や不正受給問題、生活保護基準の水準など制度の現状に対する否定的な世論や不信感がある。本研究は、こうした生活保護制度に対する市民感情の実態を明らかにしようとするものである。

### 1. 研究の背景

#### (1) 生活保護への「バッシング」報道

リーマン・ショック以降の被保護者の激増に伴い、生活保護制度の現状に対する否定的な言説がメディアなどによって報道されるようになった。2011年9月に放送されたNHKスペシャル「生活保護3兆円の衝撃」は、稼働可能な被保護者が増加しているとし、その背景には、いわゆる「年越し派遣村」の後に稼働層からの生活保護申請が急増したことを受けて発出された厚生労働省通知が、働く世代を生活保護に受け入れることを実質的に認めたことがあると指摘する。

同通知は従来の稼働能力活用要件を再確認したに過ぎないが、番組取材班は、貧困者対策という重要な施策に「一官僚による通知という形で対応してしまったことに間違いがあった」とこの通知を批判した（NHK取材班2012：216）。

生活保護に関するマスコミ報道は、人気タレントの母親による生活保護受給が報道された2012年4月以降、特に増加した。試みに、雑誌記事検索システム magazine plus により「生活保護」をキーワードに含む雑誌記事の件数を検索してみると、2009年が177件、2010年が187件、2011年が194件であったのに対し、2012年は386件と大きく増加している。

特にテレビや週刊誌による報道では、被保護者の激増が財政を圧迫していることを問題視し、若年層の被保護者が保護費を使ってギャンブルに興じるなど、働こうとせずに贅沢な生活をしていることを非難するものが目立った。『週刊ダイヤモンド』2012年6月30日号の特集「生活保護—3.7兆円が日本を蝕む」も、若い世代の被保護者が増加し、生活保護を受給する方が働くよりも収入が高くなるため就労意欲が減退していることや、行政の審査が甘く不正受給が横行していることなどを指摘している。

これらの報道の中には、生活保護に対する誤った理解に基づき、被保護者を攻撃し制度への不信感を煽るような「バッシング」とも取れるものも少なくなかった。水島（2012）は、上記のタレント問題以降激増した生活保護に関するテレビ番組では、不正受給や「簡単に受給できる裏マニュアル」の存在、ギャンブルや飲酒、医薬品の横流しなどネガティブな情報が事実と異なる形で放送され、生活保護を受ける人はずるい人、だらしのない人というスティグマがメディアによって作られたと指摘する。

## （2）市民意識の政策への影響

以上のように、生活保護へのバッシング報道には、合理的な根拠を欠くものも少なくないため、政策研究の対象として取り上げられることは少なかったように思われる。しかし、バッシング報道によって作り上げられた生活保護制度への不信感が現実の政策に一定の影響を与えていることも否定できない。

例えば、前述の人気タレントが母親の生活保護受給を「謝罪」する記者会見を開くと、この問題は当日の国会でも取り上げられ、当時の小宮山厚生労働大臣は、明らかに扶養可能と思われるケースの家庭裁判所への調停申し立て手続きの積極的活用や、扶養可能な扶養義務者への保護費の返還要請など、これまで以上に扶養責任を果たすための仕組みを検討すると答弁した。また、厚生労働省が2012年7月に社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会に示した「中間まとめ」は、「国民の信頼に応えた生活保護制度を構築する」ことを「基本的視点」の1つに位置付けた。

あるいは、自民党の「生活保護に関するプロジェクトチーム」は、野党であった2012年4月に、①生活保護給付水準の10%引き下げ、②医療扶助の大幅抑制、③生活扶助、住宅扶助、教育扶助の現物給付化、④稼働層の自立支援、⑤ケースワーカーの民間委託、自治体の調査権限強

化、⑥就労可能者への「有期制」導入の検討といった、急進的な内容の生活保護の見直し案をまとめた。プロジェクトチームの座長を務めた世耕弘成参議院議員は、自身のブログの中で、生活保護予算の約半分が医療扶助に使われていること、被保護世帯の約17%が稼働可能世帯と推測されること、自治体によって保護率が大きく異なることに「違和感を感じる」とし、また「年金よりも生活保護の方が高いのはおかしい」という「国民の声」が多いと述べていた。

さらに、2012年12月の総選挙における自民党の政権公約は、プロジェクトチームの見直し案に基づき、不正受給への厳格な対処、生活保護基準の10%引き下げ、ジェネリック薬の使用義務化などを掲げた。総選挙に勝利した自民党が政権に復帰すると、冒頭に述べた2013年の生活保護制度改革が推し進められることとなった。

このように、生活保護制度の現状に対する否定的な市民感情が、実際の政策動向に少なくない影響を与えていることを踏まえれば、市民感情の実態を分析することは生活保護政策研究における重要な課題の一つであるといえよう。

## 2. 研究の方法

以上の問題意識から、筆者は、一般市民を対象とした生活保護制度に関する意識調査（以下、本調査）を実施した。本調査は、「生活に関するアンケート」として2014年5月16日～19日にインターネットを用いて実施した。調査の実施を委託したインターネット調査会社は、広告や過去の調査協力者への告知などを通じてモニターの募集を行っている。本調査に利用したモニターの母数は約119万人であり、そのうち6,770人に調査依頼を行い、1,618人から回答を得た（回収率23.9%）。調査対象は全国の20歳以上70歳未満の男女個人とし、居住地域、年齢階層、性別について、過去の調査における回収率を参照し、人口構成比に準拠した回収数となるように依頼をかけた。調査項目は、表1の通りである。本稿では、本調査の単純集計結果を紹介する。

ところで、社会調査の手法としてインターネット調査を用いることについて、先行研究では懐疑的な意見が強い。特に問題となるのは、モニターとして登録されている集団が、国民一般を代表しているかどうかという点である。一般的には、調査会社の登録者集団の属性は、①性別は男性が多いこと、②年齢区分は20代～40代に集中すること、③職業は男性の場合は専門技術職等コンピューター利用層が多く、女性の場合は主婦層の割合が多くなること、④人口分布が都市部に集中しやすいことが指摘されている（大隅2002）。

本調査においては、居住地、性別、年齢階層については、人口構成比に準拠して回収することで、指摘されている属性上の問題点を少しでも克服するよう努めた。しかし、職業については、後述するように先行研究で指摘されていると同様の偏りがみられた。また、回収率も低く一定の非標本誤差が生じている可能性も否定できない。そのため本研究は、生活保護に関する市民感情を把握するための予備的研究と位置づけたい。

表1 調査項目

<p>1. 生活保護に関する意識：生活保護に関する次の意見について、あなたはどのように考えますか。 現在の生活保護費は高すぎる／生活保護の不正受給に対する罰則を強化すべきだ／親族による扶養義務を強化すべきだ／外国人の生活保護受給は禁止すべきだ／生活保護受給者も医療費を一部自己負担すべきだ／生活保護費によるギャンブルは禁止すべきだ／生活保護が増えている主な原因は、受給者の努力不足だ／生活保護が増えている主な原因は、行政の引き締めが甘さだ／生活保護が増えている主な原因は、雇用環境の悪化だ／所得の格差はできるだけ縮小すべきだ／すべての国民は最低限度の生活が保障されるべきだ</p>
<p>2. 自立支援：生活保護受給者の自立を支援するために、次のようなことをすべきだと考えますか。 生活保護受給者に仕事を提供する／生活保護受給者が技能講習を受講する／生活保護受給世帯の子どもが高校に進学する／生活保護受給世帯の子どもが大学に進学する</p>
<p>3. 被保護者の行動規範</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者は受給中、たばこをやめるべきだと思いますか。</li> <li>・生活保護受給者が次のようなことをすることは、贅沢なことだと思いますか。 食事以外にお菓子を食すること／テレビを見ること／インターネットを利用すること／日帰りの旅行に行くこと／出産をすること</li> </ul>
<p>4. 生活保護費に関する意識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳の単身男性の生活保護費（月額）は、現在いくらだと思いますか。</li> <li>・70歳の単身男性の生活保護費（月額）は、現在いくらであるべきだと思いますか。</li> <li>・老齢基礎年金が生活保護費を下回ることが問題になることがありますか、あなたはこの問題をどのように解消すべきだと思いますか。</li> <li>・最低賃金が生活保護費を下回ることが問題になることがありますか、あなたはこの問題をどのように解消すべきだと思いますか。</li> </ul>
<p>5. 不正受給：現在、生活保護受給世帯全体に占める不正受給の割合は、どのくらいだと思いますか。</p>
<p>6. 濫給と漏給：生活保護に関する次のような意見があります。あなたのお考えはA・Bのどちらにより近いか、最もあてはまるものをお選びください。 A 必要な人が受けられないようなことがあったとしても、生活保護の適用はもっと制限すべきである B 必要のない人が受けてしまうようなことがあったとしても、生活保護の適用はもっと拡大すべきである</p>
<p>7. 身近な受給者：あなたの身近な人で、生活保護を受給している、あるいは過去に受給していた人はいますか。</p>
<p>8. 属性 身近な被保護者の有無／メディア利用頻度／主観的階層意識／性別／年齢／居住地／未既婚／職業／同居子ども数／住居形態／世帯税込年収／同居家族／最終学歴</p>

### 3. 回答者の主な属性

#### (1) 性別、年齢、居住地域

表2は、本調査の回答者の性別を示したものである。男性が50.4%、女性が48.7%であり、直近の国勢調査の結果と比較しても、概ね同様の比率にあるといえる。

また、表3は、回答者の性別を示したものである。20歳代が14.8%、30歳代が20.0%、40歳代が22.6%、50歳代が20.3%、60歳代が22.2%となっている。なお、平均年齢は50.0歳であった。年齢階層についても、直近の国勢調査における傾向と概ね一致している。

表4は、回答者の居住地域を示したものである。北海道地方が4.6%、東北地方が7.2%、南関東地方が28.2%、北関東・甲信地方が8.3%、北陸地方が3.8%、東海地方が12.0%、近畿地方が15.9%、中国地方が6.2%、四国地方が3.2%、九州地方が10.7%であった。この傾向も、直近の国勢調査の結果と概ね一致している。

表2 性別

	本調査	国勢調査
男性	50.4%	49.6%
女性	48.7%	51.3%

注：国勢調査は直近（平成22年）の結果を参照

表3 年齢

	本調査	国勢調査
20～29歳	14.8%	16.5%
30～39歳	20.0%	21.8%
40～49歳	22.6%	20.2%
50～59歳	20.3%	19.6%
60～69歳	22.2%	21.9%

注：国勢調査は直近（平成22年）の結果を参照

表4 居住地域

	本調査	国勢調査
北海道地方	4.6%	4.3%
東北地方	7.2%	7.3%
南関東地方	28.2%	27.8%
北関東・甲信地方	8.3%	7.8%
北陸地方	3.8%	4.3%
東海地方	12.0%	11.8%
近畿地方	15.9%	16.3%
中国地方	6.2%	5.9%
四国地方	3.2%	3.1%
九州地方	10.7%	11.4%

注：国勢調査は直近（平成22年）の結果を参照

## (2) 職業

表5は、回答者の職業についてみたものである。「管理職・専門職」が14.0%、「正社員」が24.2%、「派遣・パート」が20.3%、「自営業」が8.2%、「専業主婦・主夫」が17.4%、「無職」が10.4%、「学生・その他」が5.6%となっている。

この職業構成については一定の特徴がみられる。既に述べたように、先行研究では、インターネット調査のモニター集団の職業は、男性の場合は専門技術職等コンピューター利用層に、女性の場合は主婦層に、それぞれ偏る傾向が指摘されている。本調査の回答者は、男性の場合、主夫・無職・学生などを除く就業者に占める管理職・会社役員・医療専門職・その他専門職の割合が22.8%である。職業分類が異なるため単純な比較は困難だが、平成22年国勢調査の職業等基本集計によると、20～69歳男性の就業者のうち「管理的職業従事者」「専門的・技術的職業従事者」の占める割合は17.2%であり、本調査の回答者は管理職・専門職の比率がやや高いと推測される。

また女性の場合、本調査の回答者の就業率（専業主婦、無職、学生・その他以外の職業に従事する者の割合）は、「25歳未満」で43.6%、「25～34歳」で63.2%、「35～44歳」で59.1%、

「45～54歳」で60.6%、「55～64歳」で52.4%、「65～69歳」で24.4%である。これに対し、労働力調査（2014年5月期）での女性の年齢階層別就業率は「15～24歳」で42.5%、「25～34歳」で71.3%、「35～44歳」で69.7%、「45～54歳」で74.2%、「55～64歳」で55.9%、「65歳以上」で14.5%となっている。つまり本調査の回答者の就業率は全般的にみて低く、主婦層の割合が高いと予想される。

表5 職業

管理職・専門職	14.0%
正社員	24.2%
派遣・パート	20.3%
自営業	8.2%
専業主婦・主夫	17.4%
無職	10.4%
学生・その他	5.6%

### (3) 収入階層と主観的階層意識

表6は、回答者の世帯税込年収についてみたものである。「200万円未満」が12.3%、「200万円以上400万円未満」が27.8%、「400万円以上600万円未満」が24.3%、「600万円以上800万円未満」が17.7%、「800万円以上1000万円未満」が9.5%、「1000万円以上」が8.4%であった。国民生活基礎調査の結果と比較すると、本調査の回答者は、「200万円未満」の割合が低く、「400万円以上600万円未満」と「600万円以上800万円未満」の割合がやや高いが、その他は概ね同じ傾向にあるといえる。

表6 世帯税込年収

	本調査	国民生活基礎調査
200万円未満	12.3%	19.4%
200万円～400万円未満	27.8%	26.5%
400万円～600万円未満	24.3%	20.0%
600万円～800万円未満	17.7%	13.0%
800万円～1000万円未満	9.5%	9.0%
1000万円以上	8.4%	11.3%

注：国民生活基礎調査は直近（平成25年）の結果を参照

また表7は、回答者の主観的階層意識についてみたものである。内閣府の国民生活に関する世論調査を参考に、「あなたのご家庭の生活の程度は、世間一般からみて、どのくらいだと思いますか」と質問したところ、「上」が0.9%、「中の上」が13.2%、「中の中」が38.6%、「中の下」が31.1%、「下」が12.7%、「わからない」が3.5%であった。内閣府による平成25年度国民生活に関する世論調査の結果と比較すると、本調査の回答者は「中の中」の割合が低く、「中の下」および「下」の割合が高い傾向にある。

表7 主観的階層意識

	本調査	内閣府調査
上	0.9%	1.0%
中の上	13.2%	12.6%
中の中	38.6%	56.7%
中の下	31.1%	22.7%
下	12.7%	4.7%
わからない	3.5%	2.3%

注：内閣府調査は平成25年度国民生活に関する世論調査を参照

#### (4) メディア利用状況

表8-1～表8-4は、総務省情報通信政策研究所「平成24年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」を参考に、目的ごとにどのメディアを最も利用するか尋ねた質問の結果を集計したものである。

表8-1は、「いち早く世の中のできごとや動きを知る」ために最もよく利用するメディアについて示したものである。「テレビ」と「インターネット」が半数ずつを占めているが、総務省調査と比較すると「インターネット」を利用する割合が高い。表8-2は、「世の中のできごとや動きについて信頼できる情報を得る」ために最もよく利用するメディアについて示したものである。「いち早く知る」に比べて「インターネット」の比率が低下し「新聞」の比率が高くなるが、総務省調査と比べるとやはり「インターネット」の比率が高い。表8-3は、「趣味・娯楽に関する情報を得る」ために最もよく利用するメディアについて示したものである。「インターネット」が6割以上を占めており、総務省調査と比べても高い。表8-4は、「仕事や調べものに役立つ情報を得る」ために最もよく利用するメディアについて示したものである。ここでも「インターネット」が8割以上を占めており、総務省調査と比べても高い。

表8-1 目的別利用メディア（いち早く世の中のできごとや動きを知る）

	本調査	総務省調査
テレビ	43.7%	63.7%
ラジオ	2.2%	2.4%
新聞	6.3%	3.9%
雑誌	0.1%	0.1%
書籍	0.0%	0.1%
インターネット	47.5%	29.5%
その他	0.1%	0.3%

注：総務省調査は総務省情報通信政策研究所「平成24年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」を参照

表 8-2 目的別利用メディア（世の中のできごとや動きについて信頼できる情報を得る）

	本調査	総務省調査
テレビ	40.2%	59.3%
ラジオ	2.0%	1.3%
新聞	24.1%	21.6%
雑誌	0.5%	0.5%
書籍	1.1%	1.3%
インターネット	30.5%	14.5%
その他	1.7%	1.5%

注：総務省調査は表 8-1 に同じ

表 8-3 目的別利用メディア（趣味・娯楽に関する情報を得る）

	本調査	総務省調査
テレビ	26.6%	26.9%
ラジオ	0.9%	0.7%
新聞	3.1%	3.8%
雑誌	4.3%	15.7%
書籍	1.5%	4.2%
インターネット	63.5%	42.9%
その他	0.2%	1.8%
その情報は必要ない	—	4.9%

注：総務省調査は表 8-1 に同じ

表 8-4 目的別利用メディア（仕事や調べものに役立つ情報を得る）

	本調査	総務省調査
テレビ	6.1%	4.6%
ラジオ	0.6%	0.1%
新聞	3.6%	4.7%
雑誌	1.2%	3.2%
書籍	4.3%	12.8%
インターネット	84.2%	66.8%
その他	0.1%	2.9%
その情報は必要ない	—	4.9%

注：総務省調査は表 8-1 に同じ

表 9 は、総務省「平成 25 年通信利用動向調査」を参考に、家庭内外でのインターネット利用頻度をみたものである。なお、本質問では、パソコンからの利用のほか、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機等あらゆる機器からの利用を含めて尋ねている。家庭内で「毎日少なくとも 1 回」インターネットを利用する人の比率は、総務省調査では 70.6%であるのに対して、本調査の回答者では 91.8%に上る。ただし、家庭外では「全く利用しない」人が 26.7%を占めており、家庭内でインターネットを利用する層が多いようである。

いずれにせよ、本調査の回答者は、インターネット調査のモニターに登録している人々であるため当然であるが、インターネットの利用頻度の高い層の割合が一般よりも多いといえる。



表9 家庭内外でのインターネット利用頻度

	本調査	総務省調査
《家庭内》		
毎日少なくとも1回	91.8%	70.6%
週に少なくとも1回	6.2%	18.2%
月に少なくとも1回	0.7%	7.2%
それ以下の利用	0.7%	4.0%
まったく利用しない	0.6%	—
《家庭外》		
毎日少なくとも1回	47.7%	70.8%
週に少なくとも1回	13.0%	15.4%
月に少なくとも1回	4.5%	6.7%
それ以下の利用	8.0%	7.1%
まったく利用しない	26.7%	—

注：総務省調査は平成25年通信利用動向調査を参照

#### (5) 身近な被保護者の有無

表10は、「あなたの身近な人で、生活保護を受給している、あるいは過去に受給していた人はいますか」との質問への回答結果を示したものである。「家族・親族」「友人・知人」「近隣」にいる（いた）という人がそれぞれ5～6%程度の割合で存在しているが、「いない」との回答が83.7%と圧倒的多数を占めている。

表10 身近な被保護者の有無（複数回答）

家族・親族にいる（いた）	5.9%
友人・知人にいる（いた）	5.6%
近隣の人にいる（いた）	5.0%
職場の人にいる（いた）	1.4%
自分自身が受給している（していた）	0.6%
いない	83.7%

## 4. 生活保護制度に関する市民意識

### (1) 生活保護制度をめぐる論点

ここでは、生活保護制度をめぐる論点に対する回答者の意識を検討する。本調査では、「生活保護に関する次の意見について、あなたはどのように考えますか」として、いくつかの意見を提示し、それぞれ「とてもそう思う」「ややそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の5つ選択肢から回答を求めた。表11は、その回答結果を示したものである。

意見として提示したのは、第1に、制度改革に関する意見である。「現在の生活保護費は高すぎる」「不正受給への罰則を強化すべき」「親族による扶養義務を強化すべき」「外国人の生活保護を禁止すべき」「生活保護受給者も医療費を一部負担すべき」「生活保護費によるギャンブルは禁止すべき」の6項目を示して回答を求めた。「とてもそう思う」「ややそう思う」と答えた人の

比率が高かったのは、高い順に、①不正受給への罰則強化（87.5%）、②ギャンブル禁止（86.5%）、③医療費一部負担（54.3%）、④外国人の受給禁止（45.6%）、⑤高額な保護費（45.5%）、⑥扶養義務強化（41.3%）であった。不正受給と保護費のギャンブルによる費消については、9割近くの回答者が問題視しており、他の項目と比較しても突出して高い。

第2に、生活保護増加の原因についてである。「生活保護が増えている主な原因は、受給者の努力不足だ」「生活保護が増えている主な原因は、行政の引き締めの甘さだ」「生活保護が増えている主な原因は、雇用環境の悪化だ」の3項目を示して回答を求めた。「とてもそう思う」「ややそう思う」と答えた人の割合が最も高かったのは「雇用環境の悪化」であり計60.8%の回答者が「そう思う」と答えた。「受給者の努力不足」（計50.3%）、「行政の引き締めの甘さ」（計49.1%）は、ほぼ同数である。

第3に、貧困対策の理念についてである。「所得格差はできるだけ縮小すべき」「全ての国民は最低限度の生活が保障されるべき」の2項目を示して回答を求めた。「所得格差の縮小」は計58.3%の人が「そう思う」と答え、「最低限度の生活保障」については計75.5%の人が「そう思う」と答えた。一般市民の意識は、不正受給やギャンブルによる保護費の費消を問題視する一方で、最低限度の生活を保障することには賛同していると考えられる。

表11 生活保護制度をめぐる論点への意識

	とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	全くそう 思わない
《制度改革に関する意見》					
現在の生活保護費は高すぎる	21.8%	23.7%	41.3%	8.9%	4.3%
不正受給への罰則を強化すべき	63.0%	24.5%	10.8%	1.1%	0.6%
親族による扶養義務を強化すべき	15.5%	25.8%	40.9%	13.2%	4.6%
外国人の生活保護を禁止すべき	25.5%	20.1%	39.0%	11.6%	3.8%
生活保護受給者も医療費を一部負担すべき	23.1%	31.2%	32.5%	9.2%	4.0%
生活保護費によるギャンブルは禁止すべき	67.0%	19.5%	10.1%	2.3%	1.2%
《生活保護増加の原因》					
受給者の努力不足	21.4%	28.9%	35.6%	10.2%	3.9%
行政の引き締めの甘さ	23.5%	25.6%	35.7%	11.2%	4.0%
雇用環境の悪化	22.1%	38.7%	27.4%	8.9%	2.9%
《貧困対策の理念》					
所得格差はできるだけ縮小すべき	21.0%	37.3%	31.1%	7.7%	3.0%
全ての国民は最低限度の生活 が保障されるべき	31.9%	43.6%	19.0%	3.7%	1.7%

## (2) 被保護者の自立支援

ここでは、被保護者に対する自立支援の方策に関する回答者の意識を検討する。本調査では、

「生活保護受給者の自立を支援するために、次のようなことをすべきだと考えますか」として、「生活保護受給者に仕事を提供する」「生活保護受給者が技能講習を受講する」「生活保護受給世帯の子どもが高校に進学する」「生活保護受給世帯の子どもが大学に進学する」の4項目を提示した。それぞれについて、「とてもそう思う」「ややそう思う」「どちらともいえない」「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」の5つ選択肢から回答を求めた。表12は、その回答結果を示したものである。

「とてもそう思う」「ややそう思う」と答えた人の比率が高いのは「仕事の提供」であり計86.8%の人が「そう思う」と答えている。次いで、「子どもの高校進学」で78.4%、「技能講習の受講」が77.5%と続く。ただし、「子どもの大学進学」については53.4%と相対的に低く、自立支援策としての大学進学はあまり支持が得られていないようである。

表12 被保護者の自立支援策として次のことをすべきか

	とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	全くそう 思わない
生活保護受給者に仕事を提供 する	39.1%	47.7%	11.4%	1.4%	0.5%
生活保護受給者が技能講習を 受講する	29.5%	48.0%	18.5%	3.2%	0.8%
生活保護受給世帯の子どもが 高校に進学する	36.2%	42.2%	17.9%	2.7%	1.1%
生活保護受給世帯の子どもが 大学に進学する	21.4%	32.0%	35.7%	7.5%	3.5%

### (3) 被保護者の喫煙

ここでは、被保護者が喫煙することに対する市民意識について検討する。産経新聞グループ各媒体の記事を網羅したデジタルニュース「iZa」は、2014年4月、政治的・社会的な諸問題について読者にネット上でアンケートを行う「クエスチョン」のコーナーで、「生活保護受給者は受給中たばこをやめるべきと考えるか?」というアンケートを実施した。回答者数など詳しい調査方法は不明だが、「受給中はたばこを止めるべき」が60.3%、「そもそも健康上たばこは止めるべき」が26.3%、「受給中でもたばこを止めなくてよい」が11.5%、「わからない」が1.9%であったと報じている（「iZa」2014年4月16日）。

本調査においても同じ質問をしたところ、「受給中はやめるべき」が36.8%、「そもそも健康上やめるべき」が40.5%、「受給中もやめなくてよい」が9.8%、「わからない」が12.9%であった（表13）。本調査の回答者は、産経新聞グループのデジタルニュース読者と比較すると、被保護者の喫煙に寛容であることが伺える。

表13 被保護者は受給中たばこをやめるべきと思うか

受給中はタバコをやめるべき	36.8%
そもそも健康上タバコはやめるべき	40.5%
受給中でもタバコをやめなくてよい	9.8%
わからない	12.9%

(4) 被保護者の行動規範

ここでは、被保護者の行動規範に関する市民意識を検討する。被保護者は一般市民よりも劣った生活をしなければならないという、イギリス救貧法以来の「劣等処遇」の考え方は、現代の社会福祉においては否定されているものの、市民意識の中には一定程度残っていると考えられる。

本調査では、「生活保護受給者が次のようなことをすることは、贅沢なことだと思いますか」として、「食事以外にお菓子を食すること」「テレビをみること」「インターネットを利用すること」「日帰りの旅行に行くこと」「出産をすること」の5つについて、「とても贅沢だと思う」「やや贅沢だと思う」「どちらともいえない」「あまり贅沢だと思わない」「まったく贅沢だと思わない」の中からそれぞれ回答を求めた。表14は、その回答結果を示したものである。「とても贅沢」「やや贅沢」と答えた人の比率が高いのは、①日帰りの旅行(37.3%)、②インターネット(23.3%)、③お菓子(14.9%)、④テレビ(11.5%)、⑤出産(10.6%)の順であった。

表14 被保護者が次のようなことをするのは贅沢なことと思うか

	とても贅沢	やや贅沢	どちらとも いえない	あまり 贅沢でない	全く 贅沢でない
食事以外にお菓子を食すること	4.8%	10.1%	30.0%	37.2%	17.8%
テレビをみること	3.8%	7.7%	26.5%	37.3%	24.8%
インターネットを利用すること	9.0%	14.3%	32.8%	30.2%	13.7%
日帰りの旅行に行くこと	15.9%	21.4%	31.3%	23.7%	7.6%
出産をすること	4.8%	5.8%	27.6%	28.4%	33.4%

(5) 生活保護費の予想額と理想額

既に述べたように、2013年に実施された生活保護基準の引き下げは、現在の生活保護費が高すぎるとの世論が強いことを一つの根拠として実施された。そこで本調査では、生活保護費の水準に対する一般市民の意識を把握するため、「現在の生活保護費はいくらだと思いますか」(予想額)と、「生活保護費はいくらであるべきだと思いますか」(理想額)を質問した。それぞれの保護費の額については、「1万円未満」から「31万円以上」まで2万円刻みの17の選択肢から回答を求めた。表15は、その回答結果を集計したものである。「予想額」「理想額」とともに「9万円～11万円未満」が最も多く、7万円～13万円までの範囲に半数程度が集中している。

表 15 生活保護費の予想額と理想額

	予想額	理想額		予想額	理想額
1万円未満	1.0%	1.3%	17万円～19万円未満	1.4%	1.7%
1万円～3万円未満	1.4%	1.4%	19万円～21万円未満	2.2%	2.4%
3万円～5万円未満	4.0%	5.6%	21万円～23万円未満	1.0%	0.7%
5万円～7万円未満	12.3%	13.2%	23万円～25万円未満	0.2%	0.2%
7万円～9万円未満	15.8%	16.9%	25万円～27万円未満	0.1%	0.3%
9万円～11万円未満	20.5%	20.9%	27万円～29万円未満	0.0%	0.1%
11万円～13万円未満	17.2%	14.3%	29万円～31万円未満	0.1%	0.1%
13万円～15万円未満	15.0%	13.4%	31万円以上	0.4%	0.3%
15万円～17万円未満	7.5%	7.0%			

なお、理想額として回答した選択肢の中間値から予想額として回答した選択肢の中間値を差し引いた額を計算したところ、マイナスになった人が33.6%、「0円」の人が37.9%、プラスの人が28.5%であった。理想額と予想額の差額がマイナスである人は、現在の生活保護費として認識している額を引き下げることが理想だと考えており、プラスである人はその逆、0円（理想額と予想額が同額）の人は現状のままでよいと考えていると解釈することが可能であろう。すなわち、本調査の回答者に限って言えば、生活保護費の引き下げ派は大勢ではなく、引き下げ派・現状維持派・引き上げ派に三分されていると考えられる。

#### (6) 予想する不正受給の割合

ここでは、被保護世帯全体に占める不正受給の割合がどの程度であると予想されているかについて検討する。調査では、「現在、生活保護受給世帯全体に占める不正受給の割合は、どのくらいだと思いますか。直感でお答えください」と質問し、予想する数字を入力してもらった。表16は、その回答結果を示したものである。「10%未満」が10.8%、「10%以上20%未満」が17.2%、「20%以上30%未満」が17.6%、「30%以上40%未満」が24.2%、「40%以上」が合わせて30.1%であった。平均値は30.0%であった。

全国福祉事務所長会議資料（2014年5月20日）によれば、平成24年度の不正受給件数は約4万2000件であり、同年度の被保護実世帯数155万8510世帯のうちの約2.7%である。本調査の回答者は、不正受給の割合を実際よりもはるかに高く予想しているといえる。

表 16 予想不正受給率

10%未満	10.8%	60%未満	10.7%
20%未満	17.2%	70%未満	4.8%
30%未満	17.6%	80%未満	3.6%
40%未満	24.2%	90%未満	2.7%
50%未満	7.7%	90%以上	0.6%

#### (7) 逆転現象の解消方法

生活保護に関してしばしば問題視されることの一つに、生活保護費が最低賃金や老齢年金額を

上回る逆転現象が生じていることがある。逆転現象によって、生活保護を受給する方が「楽な生活」を送れることになり、そのことが生活保護への不信感を生んでいるというのが、生活保護基準引き下げの一つの根拠でもあった。しかし、逆転現象を解消する手段には、生活保護基準を引き下げる方向と、最低賃金や老齢年金の水準を引き上げる方向の2つがある。では、一般市民はそのどちらを選好するのであろうか。

本調査では、老齢基礎年金と最低賃金が生活保護を下回ることが問題になることがあるが、「あなたはこの問題をどのように解消すべきと考えますか」と質問し、「生活保護費を下げる」「年金額／最低賃金を上げる」「現状のままでよい」「わからない」の4つの選択肢から回答を求めた。表17は、その回答結果を示したものである。

老齢年金との逆転現象の解消方法については、「生活保護費を下げる」と答えた人が37.6%であったのに対し、「年金額を上げる」と答えた人は40.1%であった（その他は、「現状のままでよい」が7.6%、「わからない」が14.7%）。また、最低賃金との逆転現象の解消方法については、「生活保護費を下げる」が31.6%、「最低賃金を上げる」が53.7%であった（その他は、「現状のままでよい」が4.2%、「わからない」が10.5%）。つまり、老齢年金との逆転現象の解消方法では、生活保護の引き下げと年金の引き上げが拮抗しているのに対して、最低賃金では、最低賃金の引き上げを選好する意見が多かった。

表17 逆転現象の解消方法

	老齢年金	最低賃金
生活保護費を下げる	37.6%	31.6%
年金額／最低賃金を上げる	40.1%	53.7%
現状のままでよい	7.6%	4.2%
わからない	14.7%	10.5%

#### (8) 濫給と漏給

生活保護をめぐることは、受給抑制を目的として保護の申請を受け付けずに窓口で追い返す「水際作戦」と呼ばれるような行政運用によって、必要な人に保護が適用されない「漏給」が生じていることが問題視される場合がある。一方で、不正受給事件に象徴されるように、保護の資格審査が厳格に行われないうことによって不必要な人にまで保護が適用される「濫給」が生じていることが問題視される場合もある。「漏給」も「濫給」も、どちらも望ましくない状態であることはいうまでもないが、一方を防ぐことが他方を生じさせる原因となるようなアンビバレントな関係にあるともいえる。市民は、このどちらをより問題視しているのであろうか。

本調査では、「生活保護に関する次のような意見があります。あなたのお考えはA・Bのどちらにより近いか、最もあてはまるものをお選びください」として、「A 必要な人が受けられないようなことがあったとしても、生活保護の適用はもっと制限すべきである（濫給防止）」と「B 必要のない人が受けてしまうようなことがあったとしても、生活保護の適用はもっと拡大すべき

である」(漏給防止)の2つの考え方を示した。その上で、Aに近いかBに近いかを7段階で回答してもらった。表18は、その集計結果を示したものである。

最も多いのは、中間の「4」であり、39.3%を占めている。ただし、1～3の「濫給防止派」を合計すると45.7%に上る。それに対して5～7の「漏給防止派」は計15.0%に過ぎない。本調査の回答者は、「濫給防止派」の方が多いといえる。

表18 濫給と漏給

←Aに近い(濫給防止)			Bに近い(漏給防止)→			
1	2	3	4	5	6	7
13.5%	10.9%	21.3%	39.3%	9.7%	2.2%	3.1%

## おわりに

本稿では、生活保護に対する厳しい市民感情が生活保護制度改革に影響を与えていることを踏まえ、市民感情の実態を明らかにするために実施したインターネット調査の結果を紹介した。生活保護に対する市民意識を幅広く明らかにしようとした調査はこれまでに例がなく、本調査は一定の社会的・学術的意義を有したものであると考えている。本稿では、研究ノートとして本調査の単純集計結果を記録するにとどめたが、それでもいくつかの興味深い知見が得られた。例えば、生活保護制度をめぐる現状に関する主要な論点のうち、不正受給とギャンブルによる保護費の費消に対する嫌悪感が特に強いこと、被保護世帯の子どもが大学に進学することは自立支援策として支持が広がっていないこと、被保護者が日帰り旅行に行くことは4割近くの人が賛否なことを考えていること、年金や最低賃金と生活保護基準との逆転現象は、生活保護費の引き下げではなく年金や最低賃金の引上げによって解消すべきと考えている人の方が多いことなどである。

生活保護に対する否定的な市民感情の実態をより詳細に把握するためには、生活保護に対する意識が年齢や収入など階層によってどう異なるかを明らかにすることなど、さらに詳しい分析が必要となる。こうした本格的な分析は別稿を期したい。

※本研究は、JSPS 科研費 24330179 の助成を受けたものである。

### 【文献】

- 水島宏明(2012)「マスコミによる生活保護報道の問題点」生活保護問題対策全国会議編『間違いだらけの生活保護バッシング』明石書店、68-76
- NHK 取材班(2012)『NHK スペシャル生活保護3兆円の衝撃』宝島社
- 大隅昇(2002)「インターネット調査」林知己夫編『社会調査ハンドブック』朝倉書店